第2章

決算書のポイント・重視すべき財務指標

銀行折衝のカギを握るのが決算書であり決算説明です。そこで重要視すべき指標と、決算をめぐる判断で特に注意すべき点をピックアップして解説します。

1 「倒産しにくい決算書」で重要な指標

最近の金融機関は、信用リスクデータベースに基づくスコアリングを利用して貸出先の信用格付を行なっています。

スコアリングとは、膨大な決算データから倒産確率を分析して点数化したものです。

所定のフォームに決算書の数字を入力すると、倒産しやすいかどうかの点数が算出されるイメージです。

その代表的なものといえるのが、一般社団法人CRD協会が運営するCRD（Credit Risk Database）です。

CRDは、信用保証協会の保証料率決定に使われており、政府系金融や民間金融機関も利用する巨大データベースです。

筆者は、日頃、CRDビジネスサポート㈱が提供する「中小企業経営診断システム（McSS）」を利用して、CRDの格付けランクと決算数値の関係を分析しています。

その経験から、「倒産しにくい決算書」を作るには、次の指標を改善していくことが重要と考えています。

(1) 自己資本比率

総資本に占める自己資本（純資産）の割合で、高いほどよい指標です。

自己資本比率は次の計算式で求めることができます。

$$\text{自己資本比率(\%)} = \frac{\text{純資産}}{\text{総資本}} \times 100$$

自己資本比率10%以下の企業は、倒産企業並みの評価になる場合もあります。銀行から実態B／Sでみられることも踏まえ、30%以上を目指すべきです。

以下は自己資本比率のおもな改善策です。

① 利益を上げて剰余金を増やす

P／Lで計上した利益が純資産の利益剰余金にストックされることによって、自己資本比率を引き上げます。

図表2-1　利益を上げることによる自己資本比率の改善

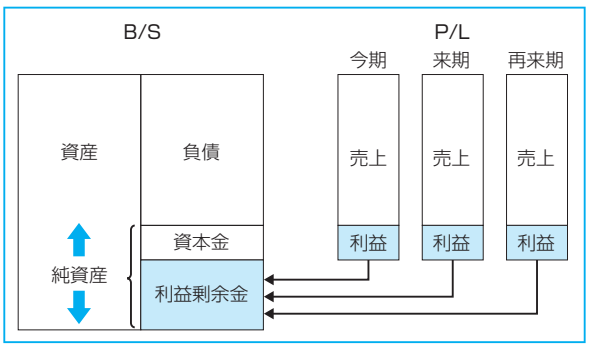

② 資産をスリム化する

B／Sのムダな資産を処分して負債を減らすことによっても自己資本比率は向上します。

図表2-2　資産のスリム化による自己資本比率の向上

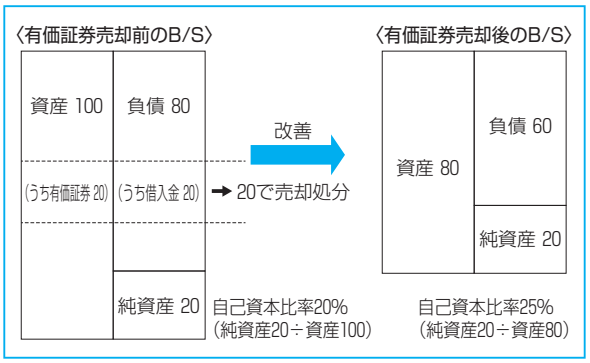

③ 役員借入金の債務免除を行なう

役員個人からの借入金について、債務免除を行なって純資産を増加させます。比較的よく使われている手法ですが、税負担が生じる場合があるので注意してください。

図表2-3　役員借入金の債務免除による自己資本比率の向上

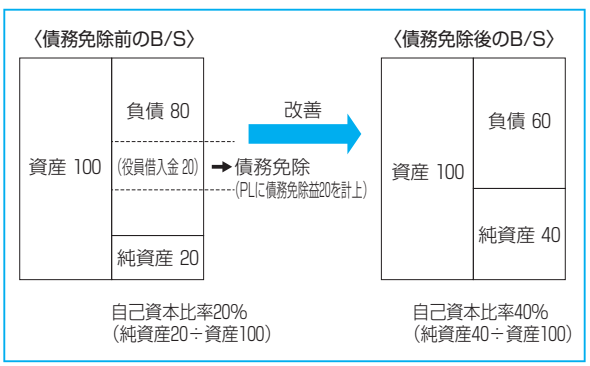

④ 増資

増資して資本金を積み増すことができれば、純資産が増加し、自己資本比率が向上します。

(2) 借入金依存度

借入金が資産の何％を占めるかという指標です。この指標が70％を超えると要警戒です。

$$借入金依存度(\%) = \frac{短期借入金＋社債・長期借入金}{総資産} \times 100$$

(3) 借入金月商倍率

月商の何か月の借入があるかを示す指標で、低いほどよいといえます。

この指標は、デフォルト率に大きく影響します。

$$借入金月商倍率(倍) = \frac{短期借入金＋社債・長期借入金}{売上高÷12}$$

たとえば、借入金月商倍率が８～９か月なら、デフォルト（倒産企業）に近いでしょう。

目安として、製造業は６か月以内、その他の業種は３～４か月以内に抑えるべきです。

(4) 売上高支払利息率

売上高に占める支払利息の割合で、低いほどよいと判断できます。P／Lの比率のなかでも、倒産確率に影響する重要指標です。0.5％程度が普通で、１％を超えるとやや債務過多、1.5％を超えるとデフォルト企業に近づきます。

この比率が高い企業は、支払利息が営業利益を吹き飛ばし、借金を減らすことができません。

$$売上高支払利息率(\%) = \frac{支払利息・割引料}{売上高} \times 100$$

2 P／Lから何がみえるか

図表2-4は、2020年に増収増益を果たしたＣ社の損益計算書です。このP／Lから何がみえるか、最も重要な点を１つ指摘してください。

図表2-4　C社のP／L

（百万円）

	2019年		2020年	
	金額	%	金額	%
売上高	887	100.0%	918	100.0%
売上原価	638	72.0%	661	72.0%
売上総利益	248	28.0%	257	28.0%
販売管理費	220	24.8%	214	23.3%
営業利益	28	3.2%	43	4.7%
営業外収益	5	0.6%	1	0.1%
支払利息	24	2.7%	26	2.8%
営業外費用	24	2.7%	26	2.8%
経常利益	10	1.1%	18	2.0%

Ｃ社はリスケを行ないながら事業再生を進めている会社です。

売上高を伸ばして、利益を出しているところは素晴らしいのですが、致命的に厳しい点が１つあります。

それは「支払利息」が異常に多いことです。

売上高支払利息率（支払利息÷売上高×100）がなんと2.7～2.8％もあります。

この指標は、だいたい１％を超えると要注意で、1.5％で倒産企業に近いレベルなので、Ｃ社は倒産企業よりも悪い数値です。Ｃ社の決算書をMcSSで評価すると、やはり最下位のＥランク（デフォルト企業以下）と判定されます。

売上高支払利息率が高くなるのは、金融機関の借入金が多く、なおかつ金利が高めに設定されているからです。

「こんな低金利の時代に、そんなことあるの？」と思われるかもしれませんが、銀行に資金繰りを依存する会社に対しては、銀行もできるだけ高い金利を取ろうとしてきます。

特にリスケしている会社は、銀行間の競争原理が働かないため、３％以上の高い金利を払わされることも珍しくありません。

金利を下げてほしいと言っても、ちょっとやそっとのことでは下げてもらえません。

Ｃ社のP／Lをみるとわかりますが、営業利益の半分以上が支払利息に食われてしまっています。この支払利息には、信用保証協会に支払う保証料も含まれています。

頑張って営業利益を稼いでも、支払利息と保証料に消えて、借金は一向に減らない。これでは銀行と保証協会のために働いているようなものではないか……。営業利益～経常利益の欄には、経営者のそういう悩みが表われるのです。

この会社が再建するには、おそらく債権カットが必要でしょう。しかし、金融機関はリスケの継続を望むため、なかなか悪循環から抜け出せないのです。

こういうふうにならないためにも、「売上高支払利息率」を毎期チェックし、下げていくことが重要です。

対応策は、

「資産の処分などで、借入債務を減らす」

「複数の金融機関から借入を行なって、金利を競わせる」

などになります。

3 「借りる」「借りない」の判断

現在が2020年の決算月だとします。このまま何も起こらなければ、決算は確定します。

そこへ、これまで付き合ったことのない信用金庫が「プロパーの長期で3000万円までなら融資できる」と提案してきました。

あなたなら3000万円の融資を受けますか？

図表2-5のB／S をご覧ください。

融資を受けた場合、3000万円の融資金はそのまま現預金にプールされ、現預金と長期借入金がそれぞれ3000万円ずつ増えます。

また、この融資によって財務指標は**図表2-6**のように変化します。

図表2-5　追加融資によるB／Sの変化（月商2000万円の場合）

借入前

科目	2020年	科目	2020年
現預金	10	買掛金	×××
売上債権	×××	未払費用	×××
棚卸資産	×××	流動負債	50
流動資産	110	長期借入金	120
有形資産	×××	固定負債	120
無形資産	×××	負債	170
貸付金	×××	資本金	×××
		利益剰余金	×××
固定資産	90	純資産	30
資産合計	200	負債・純資産合計	200

借入後

科目	2020年	科目	2020年
現預金 +30	40	買掛金	×××
売上債権	×××	未払費用	×××
棚卸資産	×××	流動負債	50
流動資産	140	長期借入金	150 +30
有形資産	×××	固定負債	150
無形資産	×××	負債	200
貸付金	×××	資本金	×××
		利益剰余金	×××
固定資産	90	純資産	30
資産合計	230	負債・純資産合計	230

図表2-6　財務指標の変化

借入前

借入金月商倍率	6.0倍
現預金月商比率※	0.5か月
自己資本比率	15.0%

※現預金月商比率は26ページ参照

借入後

借入金月商倍率	7.5倍
現預金月商比率	2.0か月
自己資本比率	13.0%

この会社の月商は2000万円です。よって、借入金月商倍率は6.0倍（120÷20）から7.5倍（150÷20）に悪化、現預金月商比率は0.5か月（10÷20）から2.0か月（40÷20）に改善します。また、借入によって資本が膨らんだぶん、自己資本比率は低下します。

さて、決算書としては、どちらがよい状態でしょうか。

悩ましいのは、借入金月商倍率と現預金月商比率が完全にトレードオフの関係にあることです。すなわち「借金と現金、どちらを重視すべきか」がこの設問のテーマです。

筆者の答えは「融資を受けるべき」です。その理由は大きく２つあります。

１つは、現預金に対する銀行員の目線です。

当たり前の話ですが、自由に使える手元現預金が多ければ多いほど、経営は安定します。銀行員の見方も同様で、決算書の現預金が多いほうが、会社の評価は高くなります。

よって、設問のケースのような、現金が月商の0.5か月しかない会社は、すぐさま融資を受けて手元資金を厚くしたほうがよいのです。

もちろん借入は増加します。ただし、銀行員は借入金だけではなく、現金の項目もみています。つまり、本当のポイントは、純有利子負債（借入金－現預金）にあるのです。

借入前も借入後も純有利子負債は１億1000万円で同じです。

なお、前述のMcSSにおいても、借入を増やして現預金を増やしたほうが、評価が上がることが多いようです。

手元資金が厚くなると、倒産確率が下がるのでしょう。特に現預金が月商を下回っているような場合に評点が伸びるようです。

融資を受けるべき、もう１つの理由は、銀行の「横並び主義」です。

銀行は他の金融機関（以下、他行）の動向を常に気にしています。他行の融資残が減っていると「何かネガティブな情報を得て融資を抑制しているのでは？」と警戒します。

逆に、他行の融資残が増えていると安心し、貸出姿勢が積極化します。

よって、このケースでも、新たに信用金庫が加わって、融資を行なったことはプラス評価され、来期の安定した資金調達につながる可能性が高いのです。

ところで、御社では、決算書の見た目をよくするために、回答とは逆に繰上げ返済（図表2-5では右から左のB／Sへシフト）を行なっていないでしょうか。

決算書の借入を減らすのはかまいませんが、現預金は最低でも月商の1.5～２か月程度は残すようにしましょう。

借金を返すことで、現金を減らしすぎると、逆に倒産確率が上がり、格付が悪化する恐れがあるからです。

4 個人資産と借入金の関係

セミナーの場などで、経営者の方から、「銀行が個人資産のことを聞いてくるのですが、教えても大丈夫でしょうか？」という質問を受けることがあります。

銀行が社長の個人資産のことを聞いてくるのは、さほど特別なことではありません。

会社と個人が完全に分離していない中小企業では、経営者個人の状況が会社の安定度合いを把握するうえでの重要情報になるからです。

財産をもっている社長なら、イザというとき、それを売るなりして会社にお金を入れられます。

つまり、個人資産があるほうが、経営は安定し、そのことが銀行にとっても安心材料になるわけです（この見方には、社長が借入金の連帯保証人であるかどうかは、必ずしも関係しません）。

よって、状況に応じて、銀行に個人資産の情報を提供することも必要です。

もちろん、担保に入れないということが大前提です。

図表2-7　個人資産によるB／Sの劣化

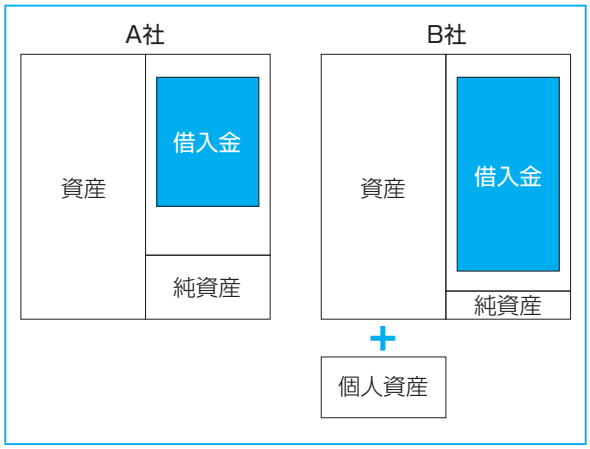

そもそも、個人資産は本業と関係のない簿外の資産です。個人資産をみて貸し込んでくる銀行に歩調を合わせると、事業のキャパを超えた借金を抱える恐れがあります。

たとえば、**図表2-7**のＡ社とＢ社は同業者で、同レベルのビジネスを展開しているとします。

個人資産のあるＢ社のほうが本来有利なはずなのに、Ａ社よりも借金が多く、自己資本比率の低い会社になっています。人は易きに流れるため、こういうことが実際に起こるのです。

自社にはどのくらいの借入が適切か、個人資産と関係のない「借入金月商倍率」をみるなどして、よりシビアに検討するようにしてください。

5 不良資産をどう処理するか

(1)　中小企業のバランスシート問題

金融機関は、B／Sの数値を減額修正した「実態バランスシート」で債務超過を判断します。裏を返すと、B／Sに不良資産（不良在庫、不良債権、有価証券の含み損など）を計上する中小企業がとても多いということです。

与信管理編第５章で詳しく述べたとおり、中小企業の決算書は、税法の基準をベースに作成されれており、会計原則に則った処理をどのくらい精

緻に行なえばよいかがあいまいです。

このため、金融機関の目を気にして、B／Sの資産の部に不良資産を塩漬けしているケースが散見されます。

一方、最近の銀行員は融資先のB／Sについてあまり突っ込んだ質問をしてきません。

不良資産がB／Sに計上されていても、グレーな部分がグレーなまま融資が行なわれていることが多いのです。

この問題にどう対応すればよいでしょうか。

(2) 前社長時代の不良債権を処理したケース

ある２代目社長は、前社長時代に発生した「関係会社に対する１億円の貸付金」の処理について悩んでいました。

関係会社の決算書はぴったり１億円の債務超過。つまり貸付金は完全に不良債権でした。

本体会社の純資産は6000万円しかないため、もし貸付金を貸倒償却すると、4000万円の債務超過になってしまいます。

一方、本体会社の業績は好調で、今期は3000万円の利益が見込まれました。

繰越欠損金が残っておらず、このまま決算を迎えると900万円程度の法人税を負担しなければなりません。

社長は、取引金融機関に貸付金１億円の認識を確認してみることにしました。

すると、すべての金融機関が「実態B／Sで貸付金１億円をゼロ評価している」と回答してきました。

金融機関がゼロで評価しているのであれば、貸付金を貸倒処理しても、会社の評価は変わらないはずです。社長は関係会社を特別清算し、貸付金を貸倒処理（無税償却）することにしました。

結果、1000万円の債務超過になりましたが、法人税を節約でき、金融機関の評価も維持することができました。ある金融機関の担当者からは、「不透明な貸付金が消えて、かえって融資をしやすくなった」とも言われました。

引き続き業績も好調であることから、繰越欠損金－7000万円が今後のキャッシュフロー確保につながる見通しです。

この事例にみられるとおり、金融機関に事前に探りを入れ、確認をとったうえで不良債権を処理するのが、最も無難な手順でしょう。

また、やはり税務メリットは重要です。内容にもよりますが、早めに税理士や弁護士に相談し、無税償却のスキームを固めておくことが重要です。

図表2-8　関係会社への１億円の貸付金は回収不能

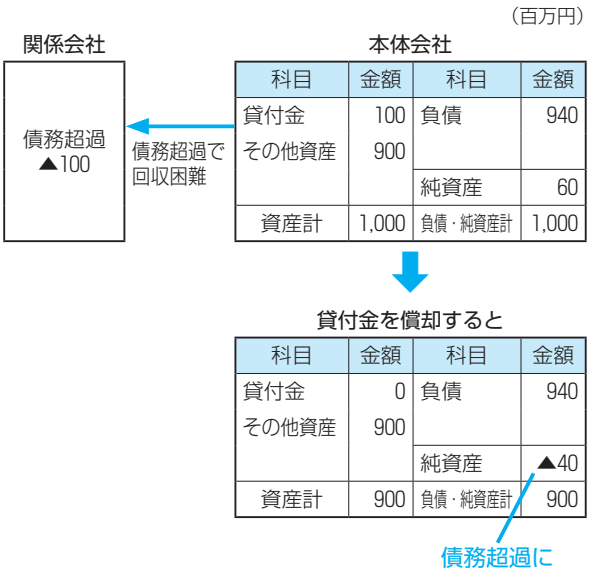

図表2-9　金融機関に相談のうえ貸付金を貸倒処理

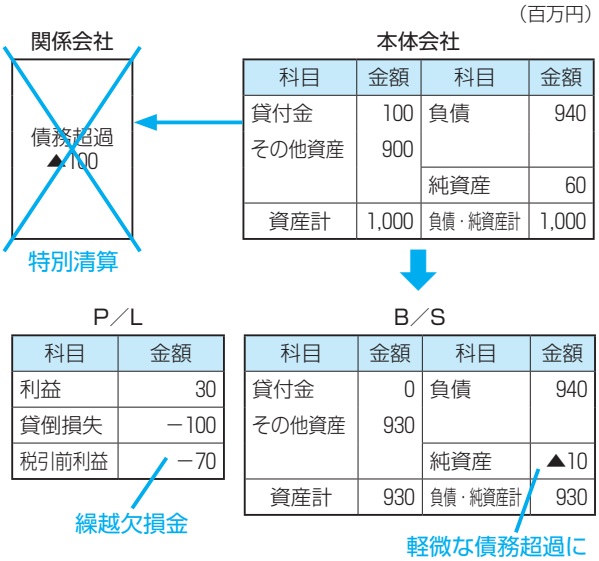

6 特別損失をどう説明するか

中小企業では、決算説明の際に特別損失がきちんと総括されず、問題の所在があいまいになりがちです。本来、重要な問題なのですが、「節税になった」というくらいの認識で終わっている経営者が少なくないのです。

一方、銀行のほうはというと、特別損失をきっかけに債務超過に陥る会社もあることから、それなりに警戒心をもって数字を眺めています。

実際によくあるケースで考えてみます。

図表2-10は、バブル期に購入した簿価4000万円のリゾートマンションを1000万円で売却し、3000万円の特別損失（固定資産売却損）をP／Lに計上したケースです。

特別損失は後ろ向きに語ることもできれば、前向きに語ることもできます。

このケースでは、金融機関に以下の内容を説明すればＯＫです。

- リゾートマンションを買ったのは最近ではなくバブルの頃です
  （この損失は過去の意思決定によるものであるということを強調します）
- 売買代金でキャッシュが1000万円増加し、繰越欠損によって結果的に今期以降の節税にもつながります
  （財務的には売却処理によって体質が改善していることを伝えます）
- だから、この際、膿を出すことにしました
  （“膿を出す”はこうした説明をするときの定番フレーズです）
- 現在は本業以外のことへの投資は行なわないようにしています
  （間違った投資をしたことに対しての反省を入れます）

金融機関にこれからの返済が滞るのではないか、という懸念を抱かれないよう、ポジティブな説明を行ないましょう。

図表2-10　不動産売却による特別損失計上のB／Sへの影響

（万円）

科目	金額
売上高	
売上総利益	
営業利益	
経常利益	
特別利益	
特別損失	3000
税引前利益	
法人税等	
当期利益	▲3000

科目	金額	科目	金額
流動資産	…	流動負債	…
現金	＋1000		
		固定負債	…
固定資産	…	負債合計	…
		資本金	
リゾートマンション	4000	利益剰余金	▲3000
		純資産合計	…
資産合計	…	負債・純資産合計	…

売却
1000

繰越欠損金

純資産減少

7 タックスプランニング

これまで述べてきたとおり、繰越欠損金は営業キャッシュフローに大きな影響を与えるため、不良資産の処分などもできる限り計画的に行なう必要があります。

リスケジュールで策定する経営改善計画においても、「繰越欠損金の活用」が計画を立てるうえでの重要ポイントになります。

図表2-11はタックスプランニング（税金計画）の例です。この表では、税務上の別表調整は行なわれないという前提で、P／Lの税引前利益を使って、法人税等の金額をシミュレーションします。

法人税等は実効税率で計算します。表にある「均等割」とは、法人住民税の一部で、赤字の場合でも払わなければならない税金のことです。

タックスプランニングは、できるだけ繰越欠損金を有効活用するよう、計画を立てます。

39ページで解説したとおり、繰越欠損金には、2018年４月以降に開始する事業年度より10年、それ以前は９年という使用期限があります。

使用期限のことも考慮し、含み損のある資産の売却、役員退職金の計上などのタイミングを検討します。もちろん、こうしたプランは金融機関にも説明し、理解を得るようにします。

図表2-11　タックスプランニングの例

（単位：千円）

	2020年3月（予想）	2021年3月期（予想）	2022年3月期（予想）	2023年3月期（予想）	2024年3月期（予想）
税引前当期利益	▲6,600	▲38,700	20,000	20,000	20,000
（期首）繰越欠損金残高	0	6,600	45,300	25,300	5,300
2020/3発生		6,600	6,600	0	0
2021/3発生			38,700	25,300	5,300
課税所得	0	0	0	0	14,700
法人税等	100	100	100	100	5,245
所得割	0	0	0	0	5,145
均等割	100	100	100	100	100
税率	35%	35%	35%	35%	35%

繰越　繰越

税引前利益が赤字なので課税所得ゼロ

繰越欠損金を使い課税所得ゼロ

欠損金を使い切り課税所得が発生

※認定支援機関向け経営改善・事業再生研修基礎編テキスト（独立行政法人中小企業基盤整備機構）を参考に筆者作成

8 長期借入金の有効活用

(1) 流動比率の改善

短期の支払能力を表わす流動比率が100％以下になっていると、安全性に問題があるとみなされます。

流動比率の計算式は「流動資産÷流動負債」です。100％以下は、１年以内に現金化される流動資産よりも１年以内に返済期限が到来する流動負債のほうが多い状態（流動資産＜流動負債）なので、短期的な支払能力に懸念があると判定されます。

流動比率を改善するのに手っ取り早い手段は、**図表2-12**のように、長期借入金（固定負債）の借入を増やして、現預金を増やすことです。

図表2-12　長期借入金を増やして流動比率を改善

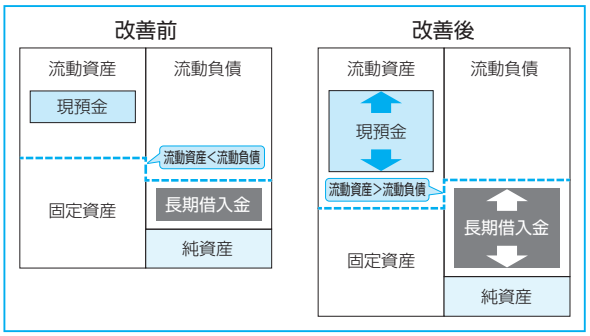

短期借入金と長期借入金の構成を見直す手もあります。

通常はまず、１年以内に返済予定のない短期の役員借入金を長期借入金（固定負債）に振り替えます。

続いて、銀行と交渉し、既存の短期借入金を新規の長期借入金で借り換えるようにします。

短期借入金を長期借入金に変更すると、毎月の約定返済が増加する場合があるので注意が必要です。特に、経常運転資金分の短期継続融資については、メリット・デメリットを考え、臨機応変に判断する必要があります（81ページ参照）。

図表2-13　短期と長期の構成見直しで流動比率を改善

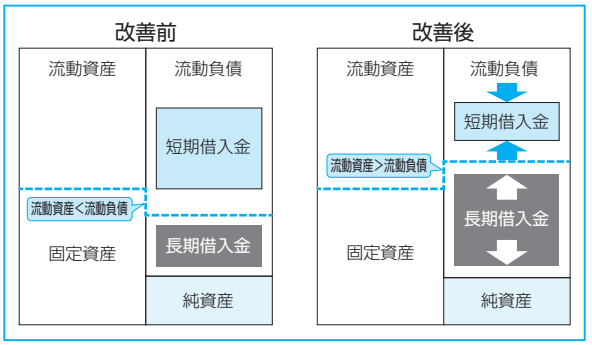

(2) 手形割引を減らす

手形割引は、満期前の受取手形を金融機関に買い取ってもらう資金調達手段です。金融機関からは、満期日までの利息や手数料を差し引いた金額が振り込まれます。

割り引いた手形が不渡りになると、金融機関から手形を買い戻さなければなりません（このような債務のことを「偶発債務」と呼びます）。

このため、割り引いた手形金額は、B／Sの受取手形から減額し、個別注記表に、受取手形割引高（偶発債務）として注記します。

手形割引は、銘柄にもよりますが、総じて資金調達の難易度が低いことから、平時はできるだけ割らないようにして、イザというときの手段にとっておくのがベターです。

そこで、**図表2-14**のように、従来、手形割引で調達していた資金を長期借入金で借り入れ、手形割引を減らすようにします。

図表2-14　手形割引を減らす

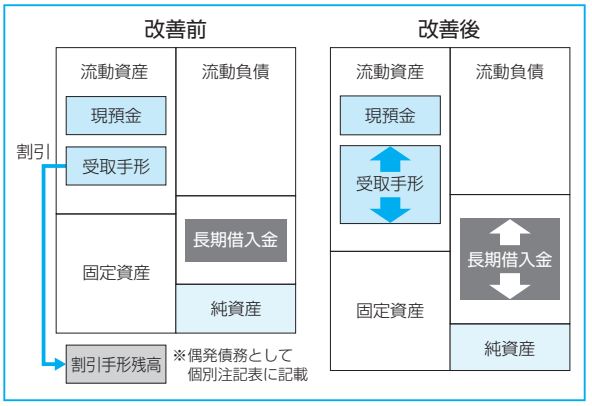

(3) リスクの高い支払手形をやめる

支払手形を落とせない、という状況はやはり致命的です。不渡りによって会社が消滅するわけではありませんが、多くの場合、１回目の手形が落とせないという時点で、自己破産か民事再生を選択せざるを得なくなります。

そこで、支払手形で調達していた資金を長期借入金で借り入れ、支払手形を現金払い等に切り替えるようにします。

図表2-15　支払手形をやめる

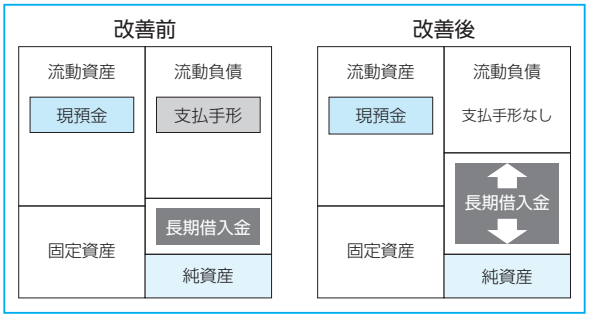

9 収益弁済

長期借入金の返済原資は、当期純利益＋減価償却費（営業キャッシュフローの概算値）です。

「当期純利益＋減価償却費」で長期借入金を返済することを「収益弁済」と呼びます。収益弁済によって長期借入金をどこまで返せるかを検討し、返し切れない場合は、追加融資を受けて、利益と返済予定のバランスをとるようにします。

図表2-16の上段の表をみてください。

2020年３月期で長期借入金の残高が6000万円あり、年1200万円の返済が予定されています。

これを財務キャッシュフローとして表わすと、「期末借入残高－前期末借入残高＝▲1200万円」になります。

財務キャッシュフロー▲1200万円を「当期純利益＋減価償却費」によって返済していくことをまず考えます。

しかし、業績悪化で、▲1200万円をカバーするだけの「当期純利益＋減価償却費」が上がらない場合は、追加で新規の借入を行なうことを検討しなければなりません。

図表2-16の下段の表は、3000万円を新たに借り入れたものです。

図表2-16　長期借入金の返済予定

（百万円）

	2020/3期 借入残高	期中 借入	期中 返済	2021/3期 借入残高	期中 借入	期中 返済	2022/3期 借入残高
既存借入	60	0	－12	48	0	－12	36

財務CF ▲12百万円＝2021/3-2020/3　財務CF ▲12百万円＝2022/3-2021/3

	2020/3期 借入残高	期中 借入	期中 返済	2021/3期 借入残高	期中 借入	期中 返済	2022/3期 借入残高
既存借入	60	0	－12	48	0	－12	36
新規借入	0	30	－6	24	0	－6	18
計	60	30	－18	72	0	－18	54

財務CF ＋12百万円＝2021/3-2020/3　財務CF ▲18百万円＝2022/3-2021/3

この場合、財務CFは、2021年３月期は＋1200万円、2022年３月期は▲1800万円になります。そこで、2022年３月期の「当期純利益＋減価償却費」が1800万円以上になるよう経営改善を進めます。長期借入金を返し切るだけの利益確保を目標に経営改善に取り組めば、おのずと健全な財務体質になっていきます。

2022年３月期の借入残高をみると、既存借入で3600万円であったのが、新規借入が加わると5400万円に増えています。

このように、追加融資を受けることの意味は、借入残高の減り方を利益に合わせて、**図表2-17**のようになだらかにすることにあります。

図表2-17　追加融資を受けることの意味

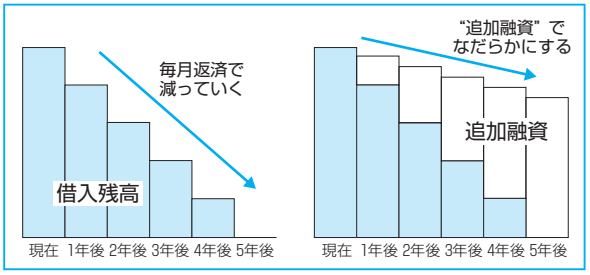

Column

保証付融資の「代位弁済」とはどんなものか

信用保証会の保証が付いた融資の場合、その返済が滞ったときに信用保証協会が借主に代わって借入金を支払ってくれることなります。

もちろん、それですべてが片づくということにはなりません。

代位弁済が起こるとどうなるかについて、事例をもとにみていきましょう。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

Ｋ社は、13年前に銀行返済をリスケし、その後、利息とわずかな元金を返済しながら事業を継続してきました。

しかし、ジリ貧の売上が続き、経費を減らしても赤字体質から抜け出すことができませんでした。

そして昨年、いよいよ資金繰りが厳しくなり、銀行への利払いを延滞しました。

Ｋ社の借入はすべて信用保証協会の保証付でした。保証が付いた借入では、３か月以上延滞すると、保証人である保証協会が金融機関に対して借入金の残額を支払う「代位弁済」が行なわれます。

Ｋ社の場合も３か月延滞で代位弁済になりました。

代位弁済で借金がなくなるわけではありません。今度は求償権という形で、保証協会がＫ社に対する債権をもつことになります。

代位弁済からしばらくすると、保証協会からＫ社に「残債を一括返済せよ」という趣旨の内容証明郵便が送られてきました。

社長はすぐに保証協会に赴いて、現在の厳しい状況を説明しました。

話し合いの結果、今後１年間は毎月10万円程度を保証協会に入金することで合意しました。

保証協会に支払う10万円は、どの借入口の返済に充当するか、決まっていません。

法的には、延滞した状態であり、払えるだけの金額を保証協会に入金する形です。

とはいえ代位弁済によって、Ｋ社の資金繰りは一息つくことができました。

なぜなら、利息と保証料の支払いをしなくて済むからです（それまでは利息と保証料で月60万円を払っていました）。

一方、金融機関はＫ社への融資を「事故」として処理します。会社の信用に傷がつき、債務を完済しない限り、保証協会からの保証も受けられなくなりました。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

以上が、代位弁済の概要です。

代位弁済が起こっても、その後の対応を保証協会と話し合うことによって、差押えを逃れ、会社の存続を図ることができる場合がある、ということです。

だだ、Ｋ社の社長の年齢は70歳を超えているので、このあたりで弁護士に相談して、引退後の生活のことを考える必要があります。

このケースは、リスケが「延命」になってしまったわけですが、リスケ申請から代位弁済までの13年間が無駄だったとは思いません。

社長は「自分がいまの仕事を好きだということに最近気づいた」とのこと。延命は自分で選んだ道なのです。